

「子ども発達学論集」刊行内規

1. 主として本学子ども発達学部を中心とした研究成果を発表するものとして「子ども発達学論集」を刊行する。
2. 「子ども発達学論集」の刊行は、毎年度1回(1月)とする。
3. 「子ども発達学論集」に掲載できる者は、原則として本学専任教員とする。
但し、つぎの場合については編集委員会の決定によって掲載を認めることができる。
 - 1) 本学大学院生で、指導教員の推薦をうけ、大学院研究科委員会の承認を受けた者。
 - 2) 本学大学院研究生の場合は、前号に準ずる。
 - 3) 本学非常勤教員で、本務校がなく他に適当な発表の機会がない者で、本学専任教員の推薦を受けた者。
 - 4) その他編集委員会が必要と認められた者。
4. 「子ども発達学論集」の編集は、子ども発達学部教授会において選出された編集委員がこれにあたる。
 - 1) 編集委員は3名で構成する。
 - 2) 編集委員長は、委員内より互選する。
 - 3) 編集委員の任期は1年とする。
5. 「子ども発達学論集」の配布対象は、本学の専任教員と希望する専任職員、非常勤教員、大学院生とし、その他資料交換のために必要な他大学研究機関等とする。
6. 「子ども発達学論集」の保存は毎号20部を「保存用」と朱書きのうえ保存し、残部を資料交換のほか購入希望者に頒布するものとして保存する。
7. 購入希望者に対する頒布価格については、別に定める。
8. 「子ども発達学論集」は冊子体の発行とともに、本学ホームページにおいて「電子媒体」での公開を行う。また、同時に国立情報学研究所 CiNii への登録を行う。
そのために、著者に属する著作権の一部(「複製権」「公衆送信権」)に関して、以下の内容の利用の許否をそのつど、著者に書面でもって確認する。
電子媒体への保存等のため複製すること
ネットワークで無料公開すること
9. この内規の所管課は研究・教育連携部研究課とする。
10. この内規の改廃は、子ども発達学部教授会を経て行う。

2009年6月11日 教授会決定

2009年11月12日 教授会一部改正